建設仮勘定の本勘定への振替漏れ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 地方独立行政法人  大阪府立病院機構 | 急性期・総合医療センターにおいて、平成26年３月に使用を開始した施設設備について、建設仮勘定から本勘定への振替が遅れているものが２件あり、平成25年度の減価償却費が使用を開始した月に当たる平成26年３月から開始すべきであるが、担当者が誤って代金支払日（平成26年４月）で当該固定資産を登録していたことにより、1,842千円未計上となっていた。   |  |  | | --- | --- | | 冷温水製造機設備更新工事 | 242,546千円 | | 病棟トイレ他改修工事 | 89,100千円 |   　なお、上記２件の振替漏れについては、代金支払月に当たる平成26年４月に本勘定への振替が行われている。 | 【是正を求めるもの】  今後、決算日時点で建設仮勘定として計上されているものについては、建設仮勘定から本勘定への振替遅れが起こらないよう、使用開始されていないか十分に確認を行うなど、適正な事務処理手続を行われたい。  【地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産管理規程】  （減価償却の方法）  第27条　減価償却は、その固定資産を取得し使用を開始した月をもって開始し、事業年度ごとに行うものとする。 | 建設仮勘定から本勘定への振替漏れが発生しないよう、各センターからの報告様式に「引渡日」「使用開始日」の欄を新たに設けた。 |